

厚生労働大臣が定める掲示事項

医科点数表第2章第10部手術の通則の5号及び6号に掲げる手術の実施件数

2025年1月1日～2025年12月31日

区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
	イ	黄斑下手術等	0件
	ウ	鼓室形成手術等	0件
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件
区分2	ア	韌帯断裂形成手術等	0件
	イ	水頭症手術等	0件
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
	エ	尿道形成手術等	0件
	オ	角膜移植術	0件
	カ	肝切除術等	0件
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件
区分3	ア	上顎骨形成術等	0件
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
	エ	母指化手術等	0件
	オ	内反足手術等	0件
	カ	食道切除再建術等	0件
	キ	同種死体腎移植術等	0件
区分4		胸腔鏡下・腹腔鏡下手術	0件
その他	ア	人工関節置換術	0件
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術	0件
	オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥疊切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件

その他オ 内訳

(再掲)

経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	0件
経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	0件
経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	0件
経皮的冠動脈粥疊切除術	0件
経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	0件
経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	0件
経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	0件